

条 例 見 直 し 調 書

|                        |  | 作成年度   | 令和5年度     | 次回見直し予定 | 令和10年度   |
|------------------------|--|--|-----------|---------|--|
| 条 例 名                  | 神奈川県心身障害者扶養共済制度条例  |  |           |         |  |
| 条 例 番 号                | 昭和45年神奈川県条例第31号  | 法 規 集  | 第6編第1章第6節 |         |  |
| 所 管 室 課                | 福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課  |  |           |         |  |
| 条 例 の 概 要              | 心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡し、又は著しい障害を有する状態となった後の心身障害者に年金を支給する等のため、神奈川県心身障害者扶養共済制度を設け、同制度の運用に必要な事項について定めている。 |  |           |         |  |
| 検 討                    | 視 点  | 検 討 内 容  |           |         | 備 考  |
|                        | 必要性<br>（現在でも必要な条例か。）   | 心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の、親亡き後の不安の軽減を図ることを目的に設けられた制度であり、現在もその意義は失われておらず、制度の運用について定めた本条例は、必要な条例である。               |           |         |  |
|                        | 有効性<br>（現行の内容で課題が解決できるか。）  | 加入者である保護者等が死亡等した場合に、心身障害者に終身一定額の年金を支給する心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の生活の安定と福祉の増進及び心身障害者の将来への保護者の抱く不安の軽減に有効に機能している。  |           |         | 【令和4年度実績】<br>加入者 777 人、<br>年金受給権者 744 人、年金支給額 244,370 千円 |
|                        | 効率性<br>（現行の内容で効率的といえるか。）   | 心身障害者扶養共済制度は、全ての都道府県及び政令指定都市において条例を定め、実施されている。国は、制度が安定的かつ効率的に運営されるよう心身障害者扶養共済制度条例準則を定め、適宜適切な見直しを行なっている。本条例はこの準則と整合をとって規定し、施行されているものであり、効率的である。 |           |         |  |
|                        | 基本方針適合性<br>（県政の基本的な方針に適合しているか。）  | 本条例で定める事項は、「障害者が地域で安心してくらしを築く」を進める「かながわグランドデザイン」の方向性に合致し、また「第6期神奈川県障がい福祉計画」の基本的な視点である「障がい者の地域生活を支える支援の充実」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。            |           |         |  |
| 適法性<br>（憲法、法令に抵触しないか。） | 本条例は、心身障害者扶養共済制度条例準則と整合をとった内容となっており、憲法、法令等に抵触しないものである。   |  |           |         |  |

|                       |     |                          |
|-----------------------|-----|--------------------------|
|                       | その他 |                          |
| 見<br>直<br>し<br>結<br>果 | 1   | 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。     |
|                       | 2   | 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 |
|                       | 3   | 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。    |
|                       | 4   | 改正及び運用の改善等を検討する。         |
|                       | 5   | 廃止を検討する。                 |
|                       |     | 理 由 等                    |
|                       |     | 条例の運用上の課題は見受けられないため。     |